

(5) 市場化テストの導入

今回の検討にあたっては、「官民連携（市場化テスト）」として、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下「公共サービス改革法」という）」に基づく制度としての市場化テスト以外にも、官民が競争や連携により公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を実現することを目的とした事例を対象としている。ここでは、これらの取り組みの整理を行ううえでも、制度としての市場化テストについて概略を整理し、制度上のポイントを確認することとする。

①市場化テストとは

「市場化テスト」とは、1970年代以降、構造的な不況に陥った各国政府が導入した新公共経営（New Public Management: NPM）の流れの中で生み出された行革手法の1つである。

日本では、1990年代に英国中央政府で実施されていた官民競争入札の名称であった“market testing”もしくは“market test”が紹介され、これが「市場化テスト」と翻訳され定着したと言われている。

市場化テストは、国によって制度や手法に違いはあるが、共通の考え方は、「ある公共サービスの提供について、官と民が対等な立場で競争入札に参加し、価格・質の両面で最も優れた者が、そのサービスの提供を担う」というものである。

図表 1-15 諸外国の取り組み事例

国	名称	「市場化テスト」実施の経緯	導入業務
米国	Competitive Sourcing 他に、Marketization, Public-Private Competition, Managed Competition	○政府による独占ではなく、市場にて提供可能なすべての業務は、官民競争により最適な供給者を選定。 ○地方レベル: 80年代以降本格化 ○連邦レベル: 90年代以降本格化	飛行場運営 上下水道運営 公共輸送システム 行刑施設運営 統計分析 等
英国	80年代 Compulsory Competitive Tendering 90年代 Market Testing, Market Test	○80年代以降、地方政府での強制競争入札制度が段階的に導入。中央政府にも90年代初頭に導入。 ○97年以降、強制的側面は払拭されたが、ベスト・バリュー政策の一環として、サービスの価格及び質を考慮する官民競争入札の考え方は存続。	公共施設運営 道路維持管理 清掃廃棄物収集 処理 行刑施設運営 等
豪州	Competitive Tendering and Contracting	○95年、連邦及び全州政府が、公共サービスの提供についても競争を促進するべく国家競争政策改革を実施。 ○この結果、連邦・地方双方で、官民競争が多様な形で実践されている。	失業者就労支援 公園管理 旅券申請の受領 及び手数料徴収 等

出典: 内閣府 公共サービス改革推進室編 「詳解 公共サービス改革法 Q&A「市場化テスト」」ぎょうせい (2006.7) (一部加筆)

②日本での市場化テストに関する制度整備の状況

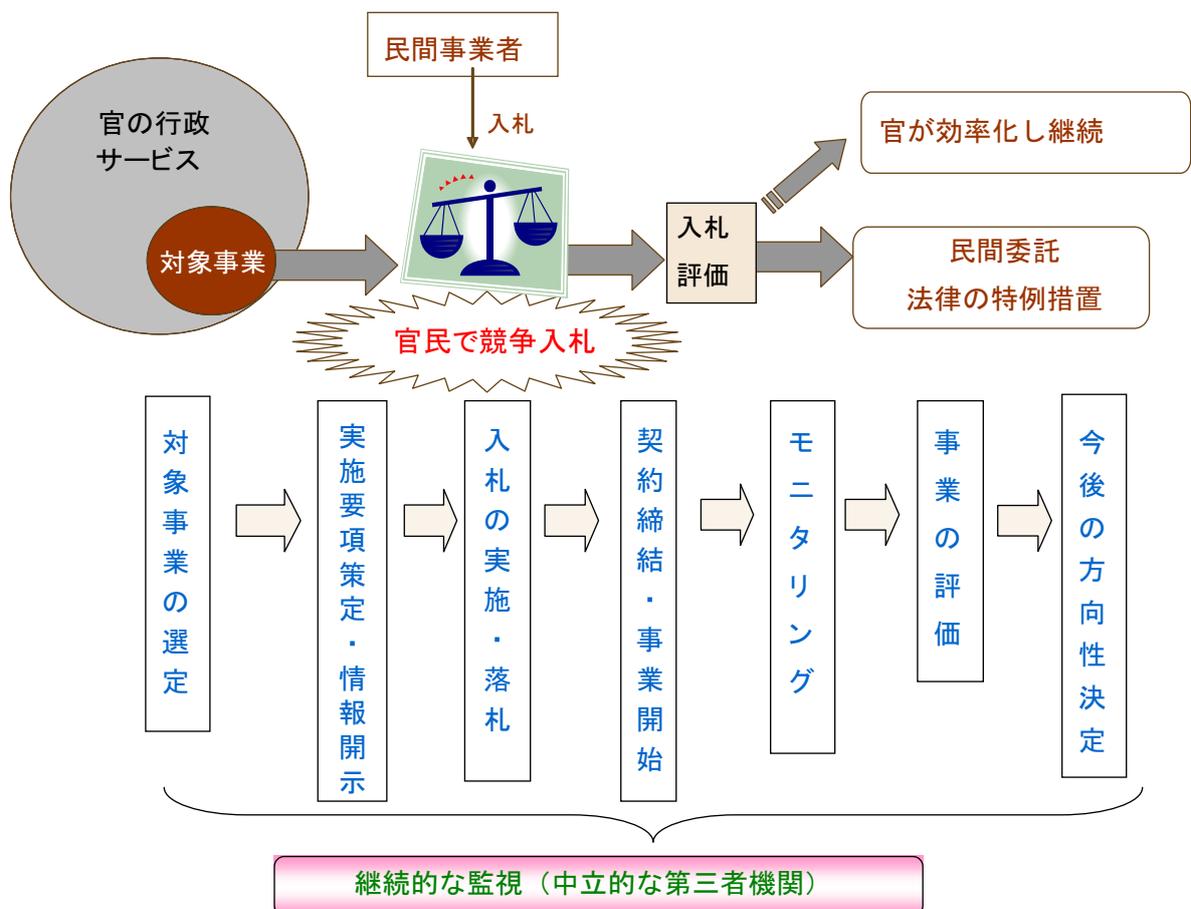
わが国では、既存の民活手法の制約を取り除き、横断的な公共サービスの改革を実現する究極の行革ツールとして、公共の仕事に競争原理を導入し、より良いサービスを提供しようとの発想の下、平成 18 年に、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年 6 月 2 日 法律第 51 号）」（以下、「公共サービス改革法」）が施行され、制度化された。

本制度では、国（省庁や独立行政法人）の業務について導入が図られるとともに、地方公共団体での活用にあたっては、従来は法律によって公務員が行うこととされてきた業務について、法律の特例を設けることで公務員以外でも公共サービスの提供が可能な仕組みが構築されている。

③公共サービス改革法に基づく市場化テストの仕組み

公共サービス改革法は、既存の公共サービスの実施を、公平な条件の下、官と民の双方が参加して競争入札を行い、価格と質の面で優れている方が落札するという仕組みである。

図表 1-16 公共サービス改革法における官民競争入札のフロー



出典：内閣府公共サービス改革推進室HP

なお、本制度は官民での競争が前提となるが、対象事業の選定等の過程において官が競争に参加しない民間競争入札も1つの形態として認められている。

④地方公共団体での公共サービス改革法に基づく市場化テスト

前段で触れたように、地方公共団体の実施する公共サービスの実施を民間に委託する場合に、法律上の制約があるものについては、公共サービス改革法で「法律の特例」を規定することによりその実施が可能となる。

「法律の特例」に関しては、地方公共団体や民間事業者からの意見・要望を踏まえ、内閣府において法律の所管省庁と協議を行うことで対応が図られることとなる。

公共サービス改革法においては、「法律の特例」を適用する必要があるサービスは「特定公共サービス」として位置づけられ、現在は地方公共団体関連業務における業務として下記の6業務（窓口6業務）が該当する。

図表1-17 公共サービス改革法における「特定公共サービス」

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①戸籍謄本等の交付の請求の受付および引渡し②納税証明書の交付の請求の受付および引渡し③外国人登録原票の写し等の交付の請求の受付および引渡し④住民票の写し等の交付の請求の受付および引渡し⑤戸籍の附票の写し等の交付の請求の受付および引渡し⑥印鑑登録証明書の交付の請求の受付および引渡し |
|---|

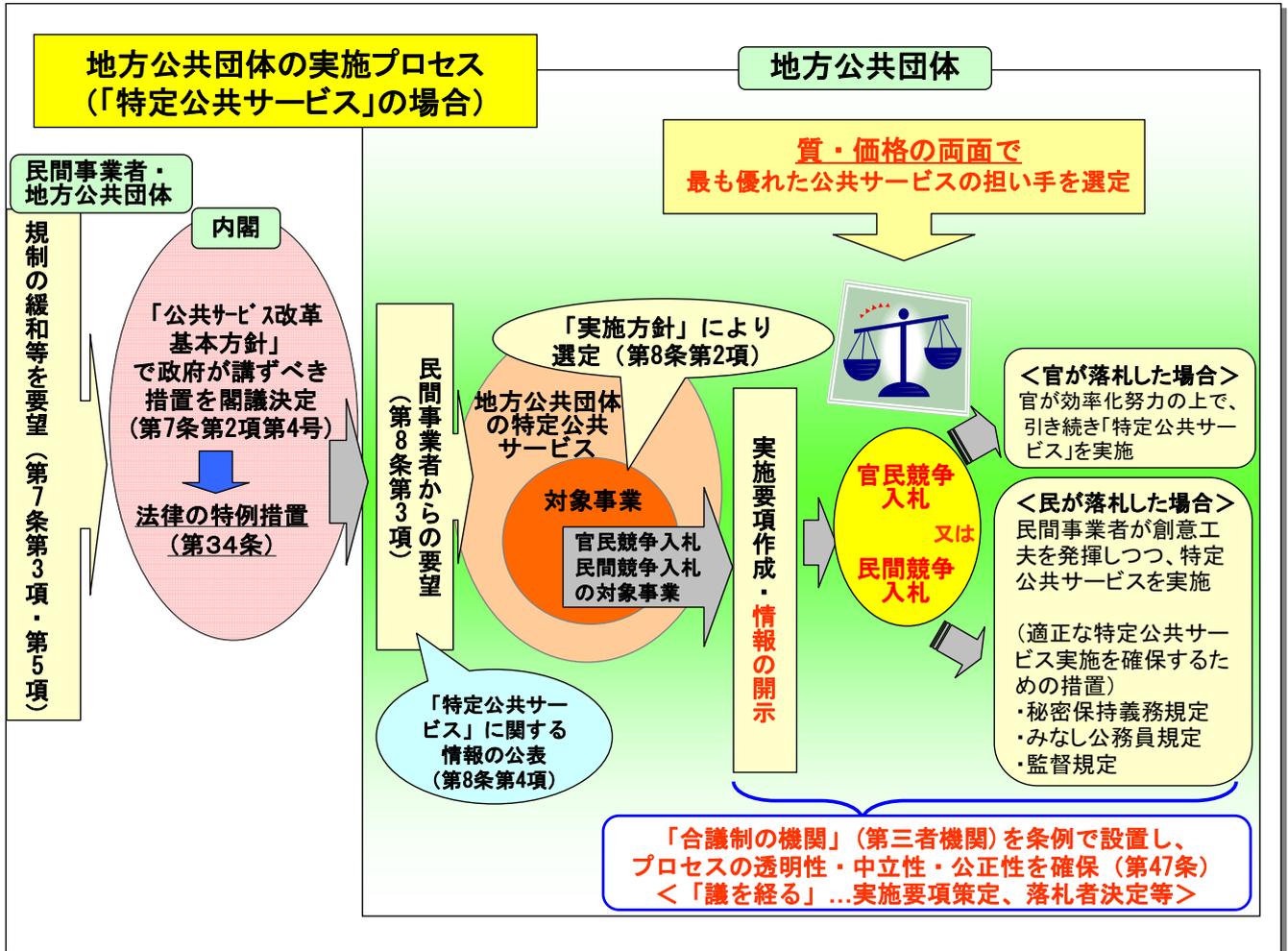
また、公共サービス改革法に基づき「特定公共サービス」を民間事業者が実施することとなった場合には、民間事業者に対し、公共サービスを実施する主体としての責務が法律に規定されることとなっている。

図表1-18 民間事業者が公共サービスを担うための法律上の措置

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">◎秘密保持義務規定<ul style="list-style-type: none">● 民間事業者、従事者に対し守秘義務を課し、違反した者に対しては罰則が適用。◎みなし公務員規定<ul style="list-style-type: none">● 民間人であっても、公共サービスに従事する者については刑法その他の罰則（賄賂罪、公務執行妨害罪、職務強要罪など）が適用。◎監督規定<ul style="list-style-type: none">● 民間事業者に対し報告を求め、必要に応じ立入検査等を実施。 |
|--|

この他、公共サービス改革法においては、地方公共団体における「市場化テスト」導入の環境整備を図ることとされている。これを踏まえ、内閣府公共サービス改革推進室及び国の行政機関等では、民間委託の範囲や可能性等について整理し、必要な措置を講じていくこととされている。

図表 1 - 19 公共サービス改革法における地方公共団体での市場化テストの流れ



出典：内閣府公共サービス改革推進室HP

⑤地方自治法の下で実施可能な市場化テスト

特定公共サービス以外の地方公共団体が行う公共サービスのうち、法律による制約がない業務については、地方自治法において官民競争入札・民間競争入札ともに実施可能である。

図表 1 - 20 公共サービス改革法によらない地方公共団体の市場化テスト

	地方公共団体が実施する「官民競争入札」	地方公共団体が実施する「民間競争入札」
法律の特例あり (特定公共サービス)	本法で規定	本法で規定
法律の特例なし	現行の地方自治法等において対応可能※	現行の地方自治法等において対応可能

※「官民競争入札」は、公共サービス改革法のみで規定。法律の特例のない業務については、法の手続きを参考に地方自治法等に沿って対応することが可能。

出典：内閣府公共サービス改革推進室HP

⑥公共サービス改革法に基づく市場化テストのスキームのポイント

公共サービス改革法の市場化テスト実施のスキームは、市場化テストの対象とする事業の選定から、担い手の選定方法、実施後の評価と事業実施に関する一連の流れを明確に定めている。一方、法律の特例を適用する必要がない公共サービスを対象とした市場化テストの実施にあたっては、地方自治法に基づき対応が可能とされているため、地方公共団体はそれぞれ独自の市場化テストスキームを構築することが可能である。

ここでは、地方公共団体が公共サービス改革法によらない市場化テストを実施するにあたり、各地方公共団体がその制度設計を行う際の参考として公共サービス改革法の一連の流れとその各過程でのポイントを整理する。

ポイント1：対象事業の選定過程

民間事業者の創意工夫を活用した公共サービスの提供の観点から、公共サービス全般について事前に広く意見を募集し、これを踏まえ選定にあたっては、事業プロセス全体の改革に資する包括的な事業範囲を対象とすることが望ましい。

【この過程での取り組み】

- 公共サービスに関する意見募集
- 公共サービスに関する情報の開示

ポイント2：公共サービスの質の明確化

民間事業者が創意工夫を発揮しつつ公共サービスを提供できるよう、公共サービスを実施するうえでの作業手順や方法を細かく指定するのではなく、最終的に提供されることとなる公共サービスの「質」を事前に明確化する必要がある。

【この過程での取り組み】

- 実施要項の作成とこれによる対象公共サービスに関する説明

ポイント3：フルコストでの官のコストの開示

市場化テストでは、従来実施してきた官のコストの正確な把握と官民間の公平な比較が必要なことから、対象公共サービスの実施に関するコストについて、官民間の情報非対称性を取り除く必要がある。官のコストについても、退職給付引当金や間接部門の経費も含めたフルコストでの開示が必要である。また、競争の公正性を保つため、事前情報の開示として市場化テストの結果としてのコスト面の効率化や官民間の入札額の公平な比較を説明する必要がある。

【この過程での取り組み】

- 実施要項での対象公共サービスの従前の実施状況に関する説明
- 実施要項での評価方法の説明

ポイント4：モニタリングと評価

市場化テストは、公共サービス全般について不断の見直しを行うことを理念とする

ものであり、対象事業の実施主体が官であれ民であれ事業期間中の実施状況のチェックとそれに基づく対象公共サービスの廃止・継続・見直し等の評価が必要である。

なお、公共サービス改革法では、チェックについての具体的な方法は定められていないため、各地方公共団体においては、公共サービスの質との関係が評価可能な方法を定め効率的・合理的なモニタリングを実施する必要がある。

【この過程での取り組み】

○実施要項でのモニタリング・評価方法の説明

ポイント5：第三者機関によるチェック

質の設定（実施要項の策定）から事業の実施までの過程を公正な立場でチェック可能な外部人材を活用する必要がある。

【この過程での取り組み】

○外部の人材からなる第三者機関の設置、官民競争等のプロセスのチェック

2. 地方公共団体における官民連携（市場化テスト）事例の整理

（1）導入状況

地方公共団体が実施している業務に対し、公共サービス改革法に基づく市場化テストや法律に基づかないもののその手続を踏まえた官民競争入札等を実施している事例、また民間事業者等からの意見や提案を基に最終的な実施主体を決めている事例等を対象に、官民連携（市場化テスト）の導入状況の整理（※）を行った。

事例の選定にあたっては、以下の基準を参考に各地方公共団体のHP情報（平成20年11月時点）を中心に整理を行った。なお、今回の整理では、住民や住民団体等の育成を主目的とし民間事業者の参入は前提とされていない住民協働事業については、対象の範囲外としている。

今回の整理では、次に示す通り、都道府県で11件、市町村で8件の実施状況が把握された。

図表2-1 市場化テストの定義

定義	内容	事例
①最狭義	競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（以下、「公共サービス改革法」）による官民競争入札、民間競争入札。	長野県南牧村（行政窓口業務） 北海道由仁町（行政窓口業務）
②狭義	①に加え、公共サービス改革法によらない官民競争入札、入札によらない官民競争	（東京都、和歌山県、愛知県など）
③広義	②に加え、民間提案型手法による市場化テスト ※提案によっては従来行政が行っていなかった業務が含まれる場合もある。	（大阪府、高浜市、我孫子市、杉並区など）
④最広義	③に加え、行政との協働による事業実施が含まれるもの （※今回の選定にあたっては、住民、NPO等からの提案による住民協働事業のみの事例は除いている。）	（佐賀県、愛媛県など）

参考：関西学院大学 稲澤教授講演資料等